

学会誌掲載論文等の著作権の帰属先とインターネットでの公開に関する規約

1. 著作権の帰属（譲渡）

学会誌に掲載された著作物の著作権（著作権法第 27 条，第 28 条に定める権利を含む）は本会に帰属（譲渡）する。

2. 著作者の著作利用

著作者が，自ら著作した著作物の全文、または一部を複製・翻訳・翻案の形で利用する場合、本会は原則として、その利用を妨げない。ただ、利用・公開に当たっては本会学会誌に関する出典を明記する必要がある。

3. 本会によるインターネットでの公開

本会は、学会 HP 及び J-STAGE 上で、研究論文等を公開する権利を有することとする。

2012 年 7 月 14 日制定

2017 年 4 月 1 日改定